



発行 新潟県  
**第 52 号**  
 平成26年7月8日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1076 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認（地域農政推進課）
- 1077 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間（水産課）
- 1078 保安林の指定予定（治山課）
- 1079 保安林の指定予定（治山課）
- 1080 公共測量の実施通知（監理課）
- 1081 道路の区域変更（道路管理課）
- 1082 道路の区域変更（道路管理課）
- 1083 道路の供用開始（道路管理課）
- 1084 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1085 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1076号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を次のとおり承認した。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 事業規程を定めた農地中間管理機構の名称  
公益社団法人新潟県農林公社
- 2 承認に係る事業の種類
  - (1) 農地売買等事業（法第7条第1号に掲げる事業をいう。）
  - (2) 農地売買信託等事業（法第7条第2号に掲げる事業をいう。）
  - (3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。）
  - (4) 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）
- 3 承認年月日  
平成26年6月27日

◎新潟県告示第1077号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）  
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 平成26年7月22日から平成26年8月4日まで

#### ◎新潟県告示第1078号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県長岡市松尾字沢頭1432、1439から1452まで、1453の1、1453の2、1454から1472まで、1490から1493まで、1495から1499まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第1079号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年7月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市小出字薬師葵 2392、葵 2392 の1、葵 2393、葵 2395、葵 2398 から葵 2401 まで、葵 2403、葵 2411、葵 2412、葵 2420、葵 2420 の1、葵 2429、葵 2430
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（天然記念物及び名勝区域平面図作成業務）
- 2 作業期間 平成26年6月4日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 佐渡市

## ◎新潟県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町法坂 3036 番から	新	10.2～13.1メートル	83.3メートル
同市小国町法坂3043番まで	旧	10.2～13.1メートル	83.3メートル

## ◎新潟県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山藤内名字真萩平 112 番 2 から	新	10.4～23.6メートル	99.8メートル
同市松之山藤内名字真萩平133番 2 まで	旧	9.0～23.0メートル	98.7メートル

## ◎新潟県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山藤内名字真萩平112番2から同市松之山藤内名字真萩平133番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月8日

## ◎新潟県告示第1084号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦(1)地区	十日町市田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(2)地区	十日町市田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
わせ田地区	十日町市麻畑、田麦	次の図のとおり	地すべり
二ツ屋1地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ屋2地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むじな田(1)地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むじな田(2)地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大田地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	土石流
南沢地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	土石流
道余沢地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	土石流
かやば地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	土石流
田麦地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	地すべり
六箇山谷地区	十日町市六箇山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村地区	十日町市中村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
きつね沢地区	十日町市中村	次の図のとおり	土石流
うらの沢地区	十日町市中村	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1085号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦(1)地区	十日町市田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦(2)地区	十日町市田麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ屋1地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二ツ屋2地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むじな田(1)地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
むじな田(2)地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道余沢地区	十日町市二ツ屋	次の図のとおり	土石流
六箇山谷地区	十日町市六箇山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村地区	十日町市中村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部情報政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成26年6月18日（水）
- 4 契約者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店  
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 5 落札価格  
432,000,000円
- 6 契約方式  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成26年4月25日（金）

8 落札方式

技術点及び価格点の和が最高の者

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について (公告)

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25条第 3 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第 5 項で準用する第10条第 2 項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年 7 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 26 年 6 月 20 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くびき振興会

3 代表者の氏名

井部 辰男

4 主たる事務所の所在地

上越市頸城区百間町 636 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、上越市頸城区に居住する者に対して、まちづくりに関する事業を行い、上越市頸城区に居住する者の生活に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 観光の振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) <b>第 5 条</b> (1) (略) ①～⑪ (略) (2) (略) ① (略) ② <u>施設の警備事業</u>	(事業) <b>第 5 条</b> (1) (略) ①～⑪ (略) (2) (略) ① (略)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について (公告)

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第 2 項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成26年 7 月 8 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 26 年 6 月 24 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人糸魚川さじき席
- 3 代表者の氏名  
天井 貞
- 4 主たる事務所の所在地  
糸魚川市横町4丁目7番14号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、青少年の精神的、身体的な健全育成を図るため、糸魚川地域の伝統競技である相撲道に関する各種事業を行い、市民に夢と活力を与え、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 子どもの健全育成を図る活動

#### 毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験日時  
平成26年10月13日（月）  
午後1時20分から2時40分まで
- 2 試験会場  
新潟市西区五十嵐2の町8050番地  
新潟大学 総合教育研究棟
- 3 試験の種類
  - (1) 一般  
毒物劇物の全品目を取り扱う責任者
  - (2) 農薬用品目  
農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
  - (3) 特定品目  
限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- 4 試験の内容  
試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。
  - ア 毒物及び劇物に関する法規
  - イ 基礎化学
  - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 5 受験資格  
年齢、学歴、経験等は問わない。
- 6 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書
    - イ 受験願書データ
    - ウ 写真  
出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。
    - エ 受験票  
写真用台紙の裏面の記入上の注意に従い、必要事項を記入する。
  - (2) 受験手数料

10,500円を新潟県収入証紙により納付する。(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

(3) 受験願書の受付期間

平成26年8月4日(月)から8月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月22日(金)の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

7 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者あてに送付する。

8 合格発表及び合格証の交付

(1) 合格発表

平成26年11月14日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格証の交付

合格証は、平成26年11月14日(金)午前9時以降、受験願書を提出した場所で交付する。

9 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点、総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成26年11月14日(金)から12月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(3) 開示請求の受付場所

受験願書を提出した場所(ただし、新潟県福祉保健部医務薬事課においては、全受験者の開示請求を受け付ける。)

10 その他

(1) 受験願書等は、平成26年7月15日(火)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締切りは8月15日(金)までの必着分とする。

(2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。

(3) 一旦納付した手数料は、返還しない。

(4) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(5) 試験方法は筆記方式によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。

(6) 試験についての講習会は、県では実施しない。

(7) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部又は新潟市保健所にすること。

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称)ナルス南高田店

所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内1街区

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成26年2月28日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

歩行者の通行の利便の確保等

・敷地から側道への乗入れなどの利用を希望する場合は道路課に協議していただきたい。

---



## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成26年7月8日から平成26年8月8日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）コメリパワー上越高田店

所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内2街区

設置者 株式会社コメリ

## 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成26年2月28日

## 3 意見の概要

## (1) 上越市からの意見の概要

歩行者の通行の利便の確保等

・敷地から側道への乗入れなどの利用を希望する場合は道路課に協議していただきたい。

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

## 5 縦覧期間

平成26年7月8日から平成26年8月8日まで

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、普通乗用自動車又は小型乗用自動車（ステーションワゴン）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年7月8日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

普通乗用自動車又は小型乗用自動車（ステーションワゴン） 2台

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

契約締結後90日以内

## (4) 納入場所

新潟県立中央病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）によるリサイクル料金等（以下「リサイクル料金等」という。）を除いた金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

以下「車両等価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両等価格の108分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「車両・船舶類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2322

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成26年7月18日(金)午前11時00分

## 4 入開札の日時及び場所

- 平成26年7月23日(水)午前10時00分  
新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他  
詳細は入札説明書による。